

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 7 月 28 日

丹波市長 林 時彦

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	市島町友政	平成 28 年 11 月	令和 4 年 7 月

1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	18.2 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	— ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計	— ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	— ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— ha
④地区内において今後中心経営体引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
(備考)・中間管理機構は認定農業者が活用している。	アンケート回答割合 (②/①)
	実質化済のため不要 %

2. 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none">・高齢化で将来農業が出来なくなり、農地を委託する農家が増えてきている。・5年～10年後少子化により耕作者が減少する中、今後の農地管理が懸念される。
--

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none">・中心経営体の認定農業法人へ集約化する。
--

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	中心経営体	10 経営体
----	-------	--------

4. 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<ul style="list-style-type: none">・水稻主体で維持して行くため、担い手農家が耕作しやすい条件整備等を検討する。・後継者育成を図りながら、集落営農組織の立上げを検討する。
--